

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0294-70-7151 (午前8時30分～午後5時30分まで)
担当

* ご不明な点はなんでもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所えみの里の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 えみの里
所在地	茨城県常陸太田市徳田町 143
介護保険指定番号	0871200333
サービスを提供する地域	常陸太田市、大子町、日立市、福島県東白川郡矢祭町

* 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤（専従・兼務）	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	鈴木大作	管理統括	1名
介護支援専門員	介護福祉士 介護福祉士 介護福祉士 介護福祉士	鈴木 大作（兼務） 須藤 友子（専従） 佐藤 久美子（専従） 佐藤 繁（専従）	介護支援業務	兼務 1名 専従 3名

(3) 営業時間および営業日

平日（月曜日から土曜日まで）	午前8時30分～午後5時30分まで
12月31日から1月2日までの年末年始を特別休業とする。	

* 緊急の場合、電話等により 24 時間連絡が可能な体制とする

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ちなみに厚生労働大臣が定める料金は下記の通りです。

① 居宅介護支援費 <取り扱い件数が45件未満の場合>

要介護 1・2 1,086 単位／月

要介護 3・4・5 1,411 単位／月

特別地域加算 +15／100

② 加算

加算名	単位数	備考
特定事業所加算	(II) 421 単位／月	人員配置用件の強化や人材育成に関する協力体制を整備している場合
入院時情報連携加算	(I) 250 単位／月 (II) 200 単位／月	入院する利用者の情報を病院に提供した時
退院・退所加算	450 単位～／月	退院・退所するに当たり必要な情報を受け、サービス利用に関する調整を行った場合
緊急時居宅カンファレンス加算	200 単位／月	医療機関の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてサービス利用に関する調整を行った場合
小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	300 単位／月	利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用に移行する際に、情報提供した場合
初回加算	300 単位／月	初めての利用月のみ。
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位／月	悪性腫瘍に限らず末期の状態にあり、在宅で死亡した利用者
介護予防支援費	442 単位／月	改正前は 438 単位／月

(2) 利用料の変更

サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合は事業者は当該サービス料金を変更する事ができるものとします。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、介護支援専門員がお訪ねする為の交通費の実費が必要です。具体的には、通常の実施地域の境界から片道毎に1kmにつき20円かかります。

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

居宅介護支援事業所えみの里は、要介護者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう努めます。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

使用する課題分析表は、「居宅サービス計画ガイドライン」(全社協版)を使用する。

(3) サービス利用のために

介護支援専門員は1年に1回以上の専門研修を受けさせていますが、もし担当者の変更を希望する場合は、お申し出ください。

(4) 緊急時における対処方法

介護支援専門員は、利用者の方の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの手段を講じます。

(5) 秘密保持事項

介護支援専門員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。

(6) 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、それに従い必要な措置を講じます。

業務継続計画について、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努め、定期的な見直しや必要に応じ変更を行います。

(7) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発症又はまん延しないように、対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催し、指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施します。

(8) 虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、指針を整備し、介護支援専門員に対し研修を定期的に実施し、虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

(9) ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。 (詳しくは別紙「ハラスメント防止のお願い」を参照)

(10) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 有・ 無

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

サービス提供責任者 鈴木 大作
電話 0294-70-7151

(2) その他

当事業所以外に、常陸太田市介護保険課(Tel0294-72-3111)、茨城県国民健康保険連合会(Tel029-301-1567)の相談・苦情窓口等に苦情を

伝えることができます。

6. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人翔馬会
代表者役職・氏名	理事長 大森英俊
所在地・電話番号	茨城県常陸太田市徳田町143 0294-70-7152
所在地・電話番号	1、特別養護老人ホーム
定款の目的に定めた事業	2、短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)
	3、通所介護事業所 (介護予防通所介護事業所)
	4、訪問介護事業所 (介護予防訪問介護事業所)
	5、居宅介護支援事業所
	6、在宅介護支援センター
	7、認知症対応型共同生活介護 (介護予 防認知症対応型共同生活介護)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地

茨城県常陸太田市徳田町 143 番地

名称

社会福祉法人翔馬会 居宅介護支援事業所えみの里 

説明者 介護支援専門員

氏名



私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明をうけました。

(利用者)

住所

氏名



(代理人)

住所

氏名

続柄



*本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・捺印し、それをもって契約開始とする。